

この会則はビジョンサロンを受講いただく上で、お客様とのお約束事項を記載したものです。内容をご理解の上、楽しくトレーニングを受講いただきますようお願い申し上げます。

- 第1条（名 称） ビジョンサロン
- 第2条（所在地） 東京都南青山5-4-29南青山信和ビル7階
- 第3条（運 営） 運営は、株式会社ブルーベリー（乙）が行うものとします。
- 第4条（目 的） 乙は、企業理念・企業目的にある、会員様（甲）の総合的な健康増進を図る事業を行う機関とします。
- 第5条（会員制度） 乙は、ビジョンサロンの円滑な運営を行う為に、会員制度を設けるものとします。
- 第6条（入 会） 本会則規約内容を確認の上で、所定の入会申込書に必要事項と、本会則の同意確認欄へのご署名をいただいた時点で、入会とさせていただきます。
入会した月をもって、甲となります。入会金、及び受講される会員種類の受講費をお支払いいただきます。
- 第7条（入会金） 入会金は、いかなる場合でも返金はいたしません。
- 第8条（支払い） 入会金、受講費、物販については、乙所定の方法にて支払うものとします。
甲に、支払い期日の延滞がある場合は、督促請求いたします。
甲が、休会、退会をする場合、申請した期日前の受講費の返金請求はできません。受講費は、毎月単位で請求されます。支払方法は、口座引落が原則です。
入会后、預金口座振替依頼書をご提出いただきます。引落しが開始されるまで、毎月ご請求書を発行いたしますので、お支払いをお願いいたします。
尚、過去の受講費を、他の月の受講費に充当することは出来ません。
- 第9条（滞 納） 甲の受講費の滞納が、3ヶ月以上続いた場合、乙は、自動引落口座の打ち切り処理をし、甲に延滞合計金を督促請求いたします。
- 第10条（休 会） 休会は1ヶ月単位で申請が可能で、最大1年間まで延長できます。
休会の際、甲は、各月の10日までに所定の休会届を乙に提出することにより、翌月から休会することができます。
甲が休会される際は、休会費として1,100円（税込/月）を、乙にお支払いいただきます。
申請いただいた期間が終了しますと、自動的に休会期間の終了となりますのでご了承ください。甲より乙に休会届が提出されていない場合は、受講費が発生します。
休会后1年経過時点で甲より再開など明確な返答がない場合は、自動的にマスター会員に移行となります。
但し、甲が転勤、海外出張、病気・入院・災害等の明確な理由でビジョンサロンを利用できないと乙が認めた場合は、協議し一時退会するか、再入会の猶予などの対処を行います。
- 第11条（退会及び会員種類の変更） 甲は、各月の10日までに、乙に退会届けを提出することにより、翌月から月会費の引落しを停止できます。
10日を過ぎますと、翌々月から月会費の引落しが停止となります。退会届けの提出が確認出来ない場合は、月会費が発生致します。
退会手続きにおける費用は発生しません。退会申請期日前の受講費は返金できません。
未払いがあるものは、完納ください。ファミリー会員でメイン会員が退会した場合、ファミリー会員料金からメイン会員料金に変更されます。

- 第12条（守秘の義務） 甲は、ビジョンサロンのトレーニング、提供するノウハウなどは本人だけに活用するものとし、営利目的で第三者に提供した場合、乙は甲に、何らかの賠償を請求できるものとしします。
- 第13条（個人情報保護） 乙は、甲の個人情報を管理し、第3者への漏洩防止を行うものとしします。
- 第14条（未成年者の取り扱い） 未成年者が甲となる場合は、親権者が本規約に基づく責任を、本人と連帯して負うものとしします。
- 第15条（休日） 休日は、乙が定める日に設けることがあります。
- 第16条（トレーニング・適正化メガネ効果について） トレーニング・適正化メガネ効果については年齢、体質、生活環境、目や体の健康状態などから千差万別であることを認識し、効果が無いなどと称して甲は乙に、不当請求、返金要求、損害賠償請求しないものとしします。
- 第17条（除名） 乙は、甲が次の項目に該当した場合、会員資格の一時停止、または除名をすることができるものとしします。
- (1) 会費を滞納し、期間を定めた催告にも応じない場合。
 - (2) 第三者への迷惑となる行為があった場合。
 - (3) 甲の設備破損、悪質と思われる営業妨害があった場合
- 第18条（規約・運営及び内容の変更） 乙は必要に応じて、本規約、サロン運営及び内容を変更する事ができるものとしします。
ただし、規約変更については、甲へ変更の旨を事前に告知しなければならない。
- 第19条（住所変更等） 甲の住所や連絡先が変更になった場合は、速やかに乙に連絡するものとしします。
- 第20条（カルテの管理について） カルテは、甲が最後に来所してから4年間保管致します。データの写し、譲渡はいたしません。
- 第21条（コンタクトレンズ販売） コンタクトレンズ販売管理責任者は、乙の責任者のもと配置し、販売許可を得て、販売いたします。
- 第22条（広告・2次使用） メディアの取材、広告使用、体験談などの利用については、乙は、甲に対し承諾を得て掲載します。